

著作権法35条改正をめぐる近年の動向

このポスターは
撮影OKです



著作権法35条とは？

教育現場で、他者の著作物を利用する際の範囲を定めたものです。

2018年に改正されました。

改正の経緯

- ・教育現場での著作物利用に関しては、従来から、対面授業のためのコピー・配布や、対面授業の様子を遠隔地に同時中継する際の著作物の送信は、権利者の許諾なく行えることとなっていました。
- ・一方で、著作物を授業の資料としてインターネット上で配布したり、メール添付するには、個別に権利者の許諾が必要でした。この手続きには、多くの手間と時間がかかるため、円滑に著作物が利用できない点が課題となっていました。
- ・このような課題を解決し、ICTを活用した教育を推進するべく、2018年に著作権法が改正されました。この改正により、学校の設置者が文化庁の指定する権利者団体（指定管理団体）に一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく様々な著作物を円滑に利用することができる制度（授業目的公衆送信補償金制度）が創設されました。

改正により、許諾が不要となったことは？

資料のメール送信・サーバーを介しての配信

- ・授業に必要な著作物（予習・復習用を含む）を、Webメールで送信することやサーバーを介して配信できるようになりました。
- ・教員から学生だけでなく、学生から教員へ、また授業を受ける学生同士での送信も可能性です。ただし授業を受けない方への送信はNGです。



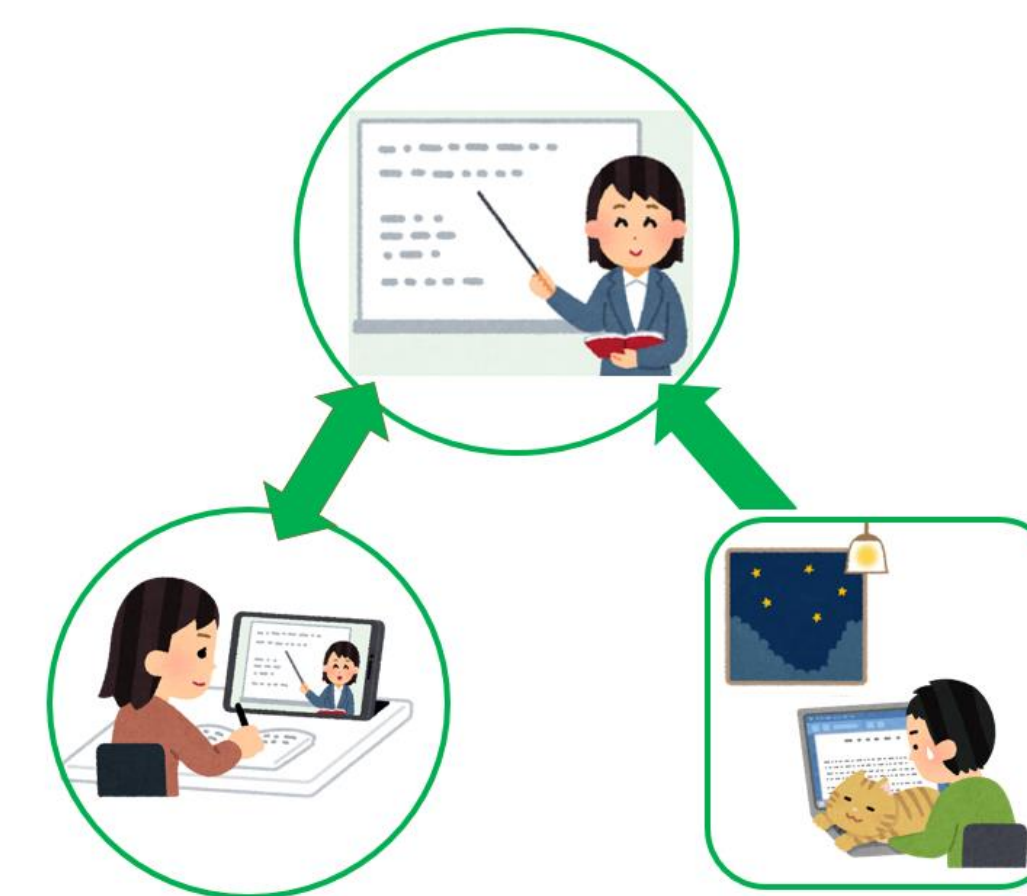
遠隔授業での著作物利用

・双方向オンライン型授業での利用

- ・教員が研究室や自宅など、目の前に学生がいない場所からリアルタイムで授業を行う際に、必要な著作物を送信できるようになりました。

・動画配信オンデマンド型授業での利用

- ・教員が動画などで授業のコンテンツの作成する際に、必要な著作物を利用できるようになりました。学生は、好きな時間にインターネットへアクセスして授業を受けることができます。



双方向
オンライン型

動画配信
オンデマンド型

2019年～2020年の動向

SARTRASの発足

- ・2019年9月に、補償金の受取及び権利者への分配を行う団体としてSARTRAS（一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会）が発足しました。
- ・「授業目的公衆送信補償金制度」は、このSARTRASが中心となり2021年4月の施行を想定して、準備が進められました。

新型コロナウイルス感染拡大による前倒し施行

- ・2020年3月以降、新型コロナウイルスの感染拡大により教育機関での休校が長期化し、この影響で遠隔授業の需要が高まりました。これをうけ、2020年4月28日に著作権改正法が前倒して施行され、「授業目的公衆送信補償金制度」がスタートしました。
- ・2020年度の補償金については、状況を鑑み特例として「無償」となりました。

2021年度の「授業目的公衆送信補償金制度」について

- ・2020年10月に開催されたSARTRASのセミナーで、大学の年間補償金について以下の説明がありました。

学生1人当たり 792円 × 大学生数（院生含む）

- ・東邦大学医学部では、双方向オンライン型、動画配信オンデマンド型、資料配付・配信型など様々な形で遠隔授業が実施されています。このような授業を円滑に行うために、2021年度の「授業目的公衆送信補償金」の支払いについて、メディアネットセンターが中心となって準備を進めています。

コラム：イギリスの大学における著作物の利用について



- ・イギリスでは、多くの大学が、著作権を管理する団体機関「Copyright Licensing Agency」と契約を結び、学生1人当たりの年間ライセンス料金を支払うことで、著作物を教育現場で利用しています。
- ・ライセンス料金は3年に1度のスパンで見直しが行われます。2019年～2022年のライセンス料金は、学生1人あたり年間 £7.5 (£1=140円で換算すると約1,050円)です。
- ・利用できる範囲は、図書の1章、雑誌の1論文、議事録、10ページを超えない短編小説及び詩、または刊行物の10%以内と定められています。
- ・地図、楽譜、地図、新聞及び海外の著作物（一部の英語圏の地域を除く）は許諾対象外です。

参考：著作権法第35条の改正を見据えた大学図書館の教育支援に関するイギリスの実地調査報告。海浦浩子、森一郎. 大学図書館研究 113号.2053 (2019)

